



総行安第 56 号  
令和 5 年 11 月 24 日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
( 公 印 省 略 )

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による  
地方公務員災害補償法の一部改正について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 73 号。以下「改正給与法」という。）が本日公布され、同法附則第 5 条第 4 号により地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「地公災法」という。）の一部改正が行われました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

## 記

### 1 改正の内容

改正給与法により国家公務員において「在宅勤務等手当」が創設されることに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により地方公務員においても同手当が創設されることを受け、補償の支給額の算定の基礎となる平均給与額に算入すべき給与の範囲を定める地公災法第 2 条第 5 項に「在宅勤務等手当」を追加する改正を行う。

### 2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

#### 【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係  
電話：03-5253-5560（直通）

改正案	現行
<p>第二条（定義）                  この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。                  一 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）                  二 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員をいう。第六十九条において同じ。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者（常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。）</p> <p>2 この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五条及び第六十九条第一項を除き、以下同じ。）の性質を有するものを除くものとする。                  一 住居と勤務場所との間の往復                  二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の規定に違反して営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねて</p>	<p>第二条（定義）                  （同上）</p> <p>2                  4                  （同上）</p>

三 いる場合その他の総務省令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）  
第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）

3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第七項において「災害発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号に掲げるいずれかの方法によつて計算した額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について前号に掲げる方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、

5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。

- 6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。
- 一 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日
  - 二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合には、十四週間）前から出産後八週間以内ににおいて勤務しなかつた日
  - 三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
  - 四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
  - 五 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。

6  
14  
（同上）

- 六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
- 七 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び災害発生の日から補償を支給すべき事由が生じた日までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、総務省令で定める。
- 八 第四項から前項までの規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。
- 九 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で、その年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度以後の期間に係る分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に規定する職員（以下この項及び第三十六條第二項において「国の職員」という。）の給与水準を当該年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における国の職員の給与水準で除して得た率を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額とする。
- 1110 第八項の規定は、前項の平均給与額について準用する。年金たる補償について第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合には、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたもの

として計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢)に依じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。

12 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第二項において準用する同法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

13 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第四項から第八項までの規定により平均給与額として計算した額が、休業補償を受けべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。

14 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。



定年 前再 任用 短勤 務員	61	407,200	基 給 月 額 準 額 円	427,000	基 給 月 額 準 額 円	481,800	基 給 月 額 準 額 円
	62	407,500					
	65	408,300					
	66	408,600					
	67	408,900					
	68	409,100					
	69	409,300					
	70	409,600					
	71	409,900					
	72	410,100					
	73	410,300					
	74	410,600					
	75	410,900					
	76	411,100					
	77	411,300					

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づき調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸	給	月	額
1					708,000 円
2					763,000

3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。  
 第九条の二第四項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に、「日数」を「並びに勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十二条第二号中「定年前再任用短勤職員のうち」を「第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短勤職員」に改め、「定める職員」の下に「に限る。」を加える。  
 第十二条の二の次に次の一条を加える。  
 (在宅勤務等手当)

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。
- 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十六条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。  
 第十七条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第十九条の三第一項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十九条の七第二号イ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第三條 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正  
第六條の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「(第三項及び第八條第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条第三項中「この条」を「この項」に改め、始業及び終業の時刻について「を削り、考慮して」の下に「第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、「(次項において「単位期間」という。)」を削り、「なるように」の下に「第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同条第四項を削る。

第八條中「若しくは第四項」を削り、「から第四項まで」を「若しくは第三項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の規定は、職員に第六條第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。  
第九條及び第十條中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。  
第十一條中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第三項」に、「並びに」を「及び」に改める。  
第十二條中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。  
第二十條第一項中「配偶者等」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者」に改める。

第四條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正  
第六條第一項の表を次のように改める。  
第六條第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		円 402,000
2		461,000
3		522,000
4		603,000
5		701,000
6		800,000

号	俸	俸給月額
1		円 336,000
2		371,000
3		398,000

第七條第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第五條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。  
第七條第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。  
第八條第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第六條 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律の一部改正  
第六條 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。  
第七條第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		円 380,000
2		427,000
3		477,000
4		539,000
5		615,000
6		718,000
7		839,000

第八條第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。  
第七條 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。  
第八條第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附則  
(施行期日等)  
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第二条中一般職の職員の給与に関する法律(以下この条及び附則第三条において「給与法」という。)、第五条第一項及び第十二條第二項第二号の改正規定、給与法第十二條の二の次に一條を加える改正規定並びに給与法第十九條の四第二項及び第三項並びに第十九條の七第二項の改正規定、第五條中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。)、第七條第二項の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第五条の規定 令和六年四月一日

二 第二条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条及び第五条(同号に掲げる改正規定を除く。)、の規定並びに附則第六條の規定 令和七年四月一日  
2 第一條の規定(給与法第十九條の四第二項及び第三項並びに第十九條の七第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)、による改正後の給与法(次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。)、の規定、第四条の規定(任期付研究員法第七條第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)、による改正後の任期付研究員法(附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。)、の規定及び第六條の規定(一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。))第八條第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)、による改正後の任期付職員法(次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。))の規定は、令和五年四月一日から適用する。

和五年四月一日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第二条 令和五年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において任期付職員法第七條第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地方自治法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四條第二項
- 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条
- 三 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第二項
- 四 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)第二条第五項

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第六条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十七條の表第六條第三項の項中「次項」を「定める期間」に、「以下この条」を「定める期間(以下この項において「単位期間」という。)」に改め、同表第六條第四項の項を削る。

内閣総理大臣	岸田	文雄
総務大臣	鈴木	淳司
文部科学大臣	盛山	正仁